平成２７年（フ）第２６７３号
埼玉県草加市両新田西町132―４―203
破産者　出口　克彦
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７３９号
東京都豊島区高松１丁目12―６―201
破産者　市村　　平
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７４０号
東京都豊島区高松１丁目12―６―201
破産者　市村　治枝
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７４２号
神奈川県横浜市神奈川区栄町11―１―401
破産者　朝倉　　茂
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７５４号
東京都北区志茂１丁目４―13―102　ＴＡＫＰＬＡＺＡⅡ
破産者　櫻井　忠法
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７５７号
埼玉県さいたま市岩槻区仲町１丁目10―５―１
破産者　矢野　耕司
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７６０号
東京都練馬区中村南１丁目30―３―106
破産者　中山　晋爾
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７７７号
東京都足立区入谷２丁目13―12　栄ハウスＡ棟201
破産者　柳川　　武
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４１号
神奈川県座間市入谷５丁目1962―１―201
破産者　中野　恵美（旧姓松下）
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１号
栃木県河内郡上三川町大字東汗570番地２
破産者　柴田興業有限会社
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５２号
栃木県河内郡上三川町大字東汗532番地
破産者　柴田　　誠
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３８号
栃木県真岡市高田2634番地
破産者　石崎自動車こと　石崎　　進
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７１号
栃木県鹿沼市緑町３丁目７―７　鹿沼コーポＢ棟202号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市玉田町949番地
破産者　高田　　正
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８３号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2438番地111　グリーンヒルハイツ103
破産者　浅香　　暁
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０２３号
東京都江東区東陽５丁目31番29号
破産者　株式会社アルファ
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２４号
東京都江東区東陽５丁目31番29号
破産者　モバキューブ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２５号
東京都江東区東陽５丁目31―29―214
破産者　金井和歌子
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０２２号
東京都新宿区山吹町128番地
破産者　アステック株式会社
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０２３号
東京都大田区南馬込１丁目６―４―408
破産者　半場　幸昭
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３４号
東京都八王子市元八王子町２丁目2048―202
破産者　遠山　浩彦
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３５号
東京都八王子市元八王子町２丁目2048―202
破産者　遠山　清美
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部